

最高裁秘書第2137号

令和7年7月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、函館地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

Teams を通じて庁内で共有されている函館地家裁作成の以下の資料

- ① 執務要領集（最新版）
- ② 庁内行事予定表（最新版）
- ③ 所長のOutlook予定表（令和5年度分）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年9月30日付け（同年10月2日受付）

2 答申番号

令和7年度（情）答申第14号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）